

2512

明治十七年三月

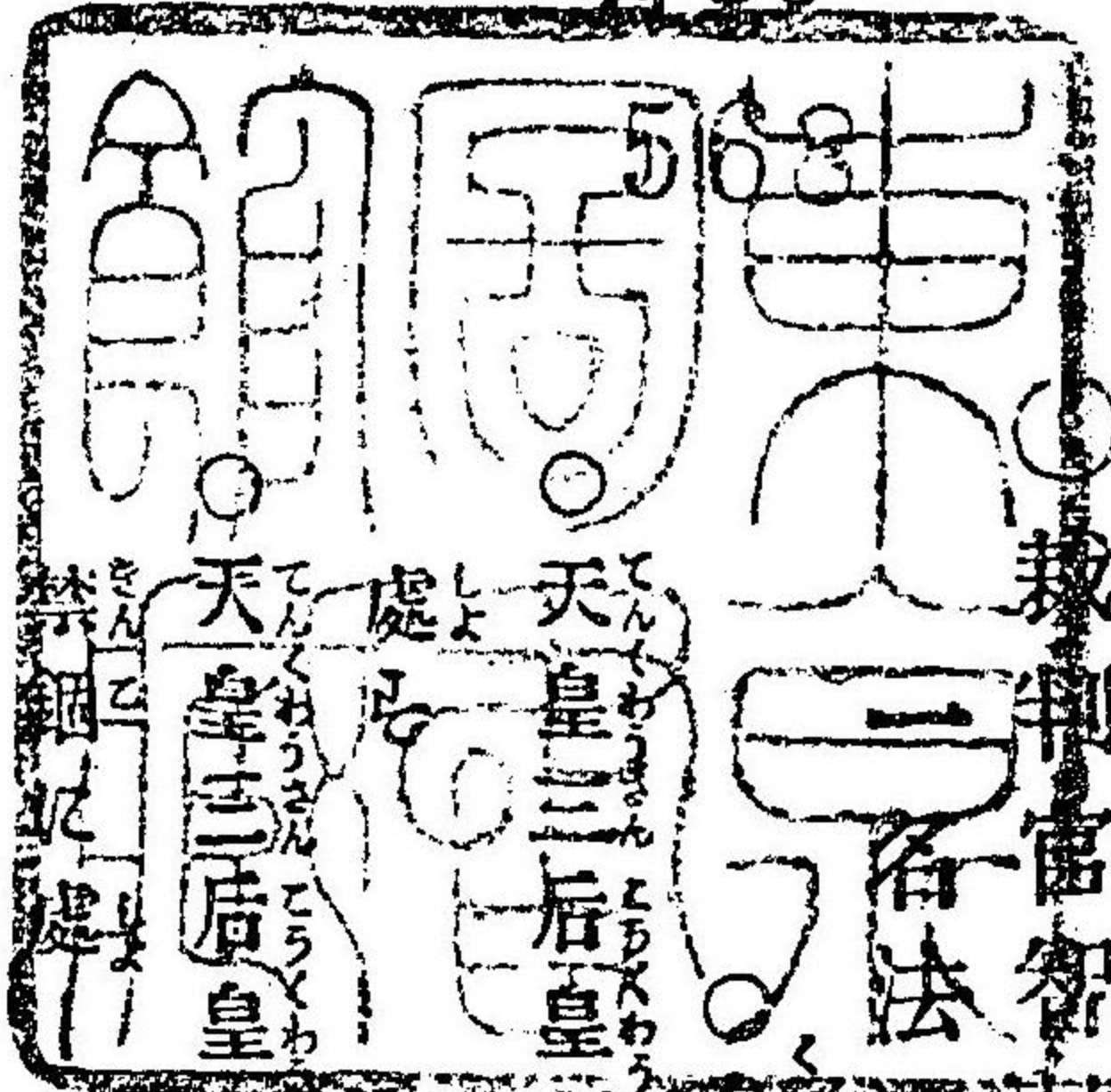
裁判官智惠袋

一名法律獨案内

東京 秩山堂藏版



特50



○裁判官智慧袋

○各法律獨案内

皇室に對する罪

天皇三后皇太子に對し危害を加へ又は加へんとしたる者は死刑に

處す

天皇三后皇太子に對し不敬の處爲ある者は三月以上五年以下の重

禁錮に處す

皇陵に對し不敬の處爲ある者亦同じ

○皇族に對し危害を加へたる者は死刑に處す其危害を加へんとした

る者は無期徒刑に處す

○皇族に對し不敬の所爲ある者は二月以上四年以下の重禁錮に處し

十圓以上百圓以下の罰金を附加す



○此章よ記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視よ付す

第二章 國事に關する罪

第一節 内乱に關する罪

○政府を顛覆し又は邦土を僭竊し其他朝憲を紊亂する事を目的と爲し内乱を起したる者は左の區別に従て處斷す

一 首魁及び教唆者は死刑に處す。二 群衆の指揮を爲し其他樞要の職務を爲したる者は無期流刑に處し其情輕き者は有期流刑に處す。三 兵器金穀を資給し又は諸般に職務を爲したる者は重禁獄に處し其情輕き者ハ輕禁獄に處す。四 教唆し乘して附和隨行し又は指揮を受けて雜役に供したる者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す

○内乱を起その目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍備の物品を劫掠したる者は已に内乱を起したる者の刑に同じ

○政府を變亂するの目的を以て人を謀殺したる者は兵を擧るに至らずと雖も内乱と同く論じ其教唆者及び下手者を死刑に處す

第一節 兇徒聚衆の罪

○兇徒多衆を嘯聚して暴動を謀り官吏の説諭を受くるも雖も仍ほ解散せざる者首魁及び教唆者は三月以上三年以下の重禁錮に處す附和隨行したる者は二圓以上五圓以下の罰金に處す

○已決の囚徒逃走したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處す。若し獄舎獄具を毀壞し又は暴行脅迫を爲して逃走したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處す

第六節 往來通信を妨害する罪



○道路橋梁河溝港埠を損壞して往來を妨害したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加せ

○偽計又は威力を以て郵便を妨害し若しくは之を阻止したる者は亦前條に同じ

○電信の器械柱木を損壞し又は條線を切斷して電氣を不通に致したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し器械柱木條線を損壞して電信の妨害を爲すと雖も不通に至らざる時は一等を減す

○瀛車の往來を妨害する爲め鐵道及び其標識を損壞し其他危險なる障礙を爲したる者は重懲役に處す

○晝間故なく人の住居したる邸宅又ハ人の看守したる建造物に入り

たる者は十一日以上六月以下の重禁錮に處せ

若し左よ記載したる所爲ある時ハ一等を加ふ

一門戸牆壁を踰越損壞し又は鎖鑰を開きて入りたる時二兇器其他犯罪の用に供す可き物品を携帯して入りたる時三暴行を爲して入りたる時四二人以上にて入りたる時

○夜間故なく人の住居したる邸宅又は人の看守したる建造物に入りたる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

若し前條に記載したる加重す可き所爲ある時ハ一等を加ふ

第一節 化幣を偽造する罪

○内國通用の金銀貨及び紙幣を偽造して行使したる者ハ無期徒刑に處す

若し變造して行使したる者ハ輕懲役に處す



○内國に於て通用する外國の金銀貨を偽造して行使したる者は有期徒刑に處す

若し變造して行使したるものは二年以上五年以下の重禁錮に處す

○官許を得て發行する銀行の紙幣を偽造し若くは變造して行使したる者は内外國の區別を從ひ前二條の例に照して處斷す

○内國通用の銅貨を偽造して行使したる者は輕懲役に處す

若し變造して行使したるものは一年以上三年以下の重禁錮に處す

○前數條に記載したる貨幣の偽造變造已に成て未だ行使せざる者は各本刑に照し一等を減じ其未だ成らざる者は二等を減す

若し偽造の器械を豫備して未だ着手せざるものは各三等を減す

○貨幣を偽造變造するの情を知て雇を受たる職工は前數條に記載したる犯人の受く可き刑に照し各一等を減す

若し職工の補助を爲して雜役に供したる者は職工の刑に照し一等又は二等を減す

○貨幣を偽造變造するの情を知て房屋を給與したる者は偽造變造の各本刑に照し二等を減す

○偽造變造の情を知て其貨幣を取受し之を行使したる者は偽造變造して行使したる者の刑に照し各二等を減す  
其未だ行使せざる者は各三等を減す

#### 第二節 官印を偽造する罪

○御璽國璽を偽造し又ハ其偽璽を使用したる者は無期徒刑に處す  
各官署の印を偽造し又ハ其偽印を使用したる者は重懲役に處す



○産物商品等に押用する官の記號印章を偽造し又ハ其偽印を使用し  
たる者の輕懲役に處す

○書藉什物等に押用する官の記號印章を偽造し又ハ其偽印を使用し  
たる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

○官より發行する各種の印紙界紙及ハ郵便切手を偽造變造し又ハ其  
情を知て之を使用したる者は一年以上五年以下の重禁錮に處し五

圓以上五十圓以下の罰金を附加す  
○己に貼用したる各種の印紙及ハ郵便切手を再び貼用したる者の二

圓以上二十圓以下の罰金に處す

第四節 私印私書を偽造する罪

○他人の私印を偽造して使用したる者は六月以上五年以下の重禁錮  
に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若シ他人の印影を盗用したる者の一等を減す

○爲換手形其他裏書を以て賣買を可き証書若クハ金額と交換を可  
き約定手形を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の輕懲役に  
處す

○其手形證書ハ詐偽の裏書を爲して行使したる者亦同じ

○賣買貸借贈遺交換其他權利義務に關する証書を偽造し又ハ増減  
變換して行使したる者の四月以上四年以下の重禁錮に處し四圓  
以上四十圓以下の罰金を附加す

○其餘の私書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者は一月以上  
一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

○官の免狀又ハ鑑札を偽造して行使したる者は一月以上一年以下  
の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す



但官印を偽造し又は盗用したる時は偽造官印の各本條に照て處斷す  
○ 屬籍身分氏名を詐稱し其他詐偽の所爲を以て免狀鑑札を受けたる者の十五日以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

○ 官吏情を知て其免狀鑑札を下付したる者は一等を加ふ

第七節 度量衡を偽造する罪

○ 度量衡を偽造し又は變造して販賣したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

但官の記號印章を偽造し又は盗用したる時は偽造官印の各本條に照し重きよ從て處斷す

○ 偽造變造の情を知て其度量衡を販賣したる者は前條の刑より一等を減す

○ 商賈農工定規を増減したる度量衡を所有したる者は一月以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

若し其度量衡を使用して利を得たる者は詐欺取財を以て論す

第八節 身分を詐稱する罪

○ 官署に對し文書又は言語を以て其屬籍身分氏名年齢職業を詐稱したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

○ 官職位階を詐稱し又は官の服飾徽章若しくは内外國の勲章を借用したる者は十五日以上二月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第九節 公遷の投票を偽造する罪

○ 公遷の投票を偽造し又は其數を増減したる者は一月以上一年以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す



○賄賂を以て投票を爲さしめ又は賄賂を受て投票を爲したる者は二月以上二年以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二節 飲料の淨水を汚穢する罪

○人の飲料に供する淨水を汚穢し因て之を用ふる事能はざるに至らしめたる者は十一日以上一月以下の重禁錮に處し二圓以上五圓以下の罰金を附加す

○人の健康を害すべき物品を用ひて水質を變し又は腐敗せしめたる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

○前條の罪を犯し因て人を疾病又は死に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

○人の健康を害し可き物品を飲食物に混和して販賣したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

○規則に違背して毒藥劇藥を販賣したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第六節 私に醫業を爲す罪

○官許を得ずして醫業を爲したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第六章 風俗を害する罪

○公然猥褻の所行を爲したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

○風俗を害する冊子圖畫其他猥褻の物品を公然陳列し又は販賣したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す



○賭場を開張して利を圖り又は博徒を招結したる者は三月以上一年以下の重禁錮に處し一圓以上百圓以下の罰金を附加す

○財物を賭して現博奕を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其情を知て房屋を給與したる者亦同じ

但飲食物を賂する者は此限に在らず

○財物を醸集し富籤を以て利益を僥倖するの業を興行したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第七章 死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪

○埋葬す可き死屍を毀棄したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罪金を附加す

○墳墓發掘して棺槨又は死屍を見はしたる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

○因て死屍を毀棄したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

○偽計又は威力を以て穀類其他衆人の需用に缺く可からざる食用物の賣買を妨害したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す  
○前項に記載したる以外の物品の賣買を妨害したる者は一等を減す

身體財産に對する重罪輕罪

第一章 身體に對する罪

第一節 謀殺故殺の罪



- 豫め謀て人を殺したる者は謀殺の罪と爲し死刑に處す
- 毒物を施用して人を殺したる者は謀殺を以て論じ死刑に處す
- 故意を以て人を殺したる者は故殺の罪と爲し無期徒刑に處す
- 支解折割其他慘刻の所爲を以て人を殺したる者は死刑に處す
- 重罪輕罪を犯すに便利かる爲め又は已に犯して其罪を免かるゝ爲め人を故殺したる者は死刑に處す

○人を殺すの意に出て詐稱誘導して危害に陥れ死に致したる者は故殺を以て論じ其豫め謀る者は謀殺を以て論す

○謀殺故殺を行ひ誤て他人を殺したる者は仍ほ謀故殺を以て論す

第二節 殴打創傷の罪

○人を殴打創傷し其兩目を瞎し兩耳を聾にし又は兩肢を折り及び舌を斷ち陰陽を毀敗し若くは知覺精神を喪失せしめ篤疾に致したる

ものは輕懲役に處す其一目を瞎し一耳を聾にし又は一肢を折り其他身體を殘廢し癡疾に致したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處す

○人を殴打創傷し二十日以上時間の間に疾病に罹り又は職業を營む事能はざるに至らしめたる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

○其疾病休業の時間二十日に至らざる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

○疾病休業に至らずと雖も身體に創傷を成したる者の十一日以上一月以下の重禁錮に處す

○豫め謀て人を殴打創傷し休業廢篤疾又は死に致したる者の前數條に記載したる刑に照し各一等を加ふ



第三節

殺傷に關する宥恕及び不論罪

○自己の身體に暴行を受くるに因り直ちに怨りを發し暴行人を殺傷したる者は其罪を宥恕す

但不正の所爲により自ら暴行を招きたる者は此限にあらざ

○殴打して互に創傷し其手を下すの前後を知る事能はざる者は各其罪を宥恕する事を得

○本夫其妻の姦通を覺知し姦所に於て直ちに姦夫又は姦婦を殺傷したる者の其罪を宥恕す

但本夫先に姦通を縱容したる者は此限に在らず

○晝間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸櫺壁を踰越損壞せんとする者を防止する爲め之を殺傷したる者の其罪を宥恕す

第四節 過失殺傷の罪

○疎虞懈怠又は規則慣習を遵守せず過失に因て人を死に致したる者は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

○過失に因て人を創傷し癱瘓疾に致らしめたる者の十圓以上百圓以下の罰金に處す

○過失に因て人を創傷し疾病休業に至らしめたる者は二圓以上五十圓以下の罰金に處す

第五節 自殺に關する罪

○人を教唆して自殺せしめ又ハ囑託を受けて自殺人の爲め手を下したる者の六月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す其他自殺の補助を爲したる者は一等を減す  
○自己の利を圖り人を教唆して自殺せしめたる者は重懲役に處す



第六節 擅に人を逮捕監禁する罪

○擅に人を逮捕し又は私家に監禁したる者は十一日以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罪金を附加す  
但監禁日數十日を過ぐる毎に一等を加ふ

○擅に人を監禁制縛して殴打拷責し又は飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

○前條の罪を犯し因て人を疾病死傷に致したる者は殴打創傷の各本條に照し重きよ從て處斷す

第七節 脅迫の罪

○人を殺さんと脅迫し又は人の住居したる家屋に放火せんと脅迫したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以

下の罰金を附加す

○殴打創傷其他暴行を加へんと脅迫し又は財産を放火し及び毀壞却掠せんと脅迫したる者は十一日以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第八節 墮胎の罪

○懷胎の婦女藥物其他の方法を以て墮胎したるものは一月以上六月以下の重禁錮に處す

○藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し婦女を死に致したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

○醫師穩婆又は藥商前條の罪を犯したる者ハ各一等を加ふ

○懷胎の婦女を威逼し又は誑騙して墮胎せしめたる者は一年以上



四年以下の重禁錮に處す

○懐胎の婦女なる事を知て毆打其他暴行を加へ因て墮胎に至らざれば、めたる者は一年以上五年以下の重禁錮に處す其墮胎せしむるの意に出たる者は輕懲役に處す

第九節 幼者又は老疾者を遺棄する罪

○八歳に滿ざる幼者を遺棄したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

○自ら生活すること能はざる老若疾病者を遺棄したる者亦同じ

○八歳に滿ざる幼者又は老病者を寡無人の地に遺棄したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處す

第十節 幼者を略取誘拐する罪

○十二歳に滿ざる幼者を略取し又は誘拐して自ら藏匿し若くは他

入に交付したる者は一年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第十一節 猥褻姦淫重婚の罪

○十二歳に滿ざる男女に對し猥褻の所行を爲し又は十二歳以上の男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二十圓以下の罰金を附加す

○十二歳に滿ざる男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し四十圓以上四十圓以下の罰金を附加す

○十二歳以上の婦女を強姦したる者は輕懲役に處す

○藥酒等を用ひ人を昏睡せしめ又は精神を錯亂せしめて姦淫したる者は強姦を以て論す



○十二歳に満ざる幼女を姦淫したる者は輕懲役に處す

若し強姦したる者は重懲役に處す

○前數條に記載したる罪は被害者又ハ其親屬の告訴を待て其罪を論ず

○有夫の婦姦通したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處す其相姦する者亦同し

○此條の罪は本夫の告訴を待て其罪を論ず

但本夫先に姦通を縱したる者は告訴の効なし

○配偶者ある者重ねて婚姻をなしたる時は六月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

○惡事醜行を摘發して人を誹毀したる者は事實の有無を問はず左の例に照して處斷す

○公然の演説を以て人を誹毀したる者は十一日以上二月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

○第二書願畫圖を公布し又は雜劇偶像を作為して人を誹毀したる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第十三節 祖父母父母に對する罪

○子孫其祖父母父母を謀殺故殺したる者は死刑に處す其自殺に關する罪は凡人の刑に照し二等を加ふ

○子孫其祖父母父母に對し衣食を供給せず其他必要なる奉養を缺きたる者ハ十五日以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因て疾病又は死に致したる者は亦前條の例に同し



第二章 財産に對する罪

第一節 竊盜の罪

人の所有物を竊取したる者は竊盜の罪と爲し二月以上四年以下の重禁錮に處す

○水火震災其他の變に乗じて竊盜を犯したる者は六月以上五年以下の重禁錮に處す

○門戸牆壁を踰越損壞し若くは鎖鑰を開き邸宅倉庫に入り竊盜を犯したる者は亦前條に同じ

○二人以上共に前三條の罪を犯したる者は各一等を加ふ

○兇器を携帯して人の住居したる邸宅に入り竊盜を犯したる者は輕懲役に處す

○自己の所有物と雖も典物として人に交付し又は官署の命令に因り他人の看守したる時之を竊取したる者は竊盜を以て論す

○田野に於て穀類菜菓其他の産物を竊販したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

○山林に於て竹木礦物其他の産物を竊取し又川澤池沼湖海に於て人の生養し若くは營業に關する産物を竊取したる者は亦前條に同じ

○牧場に於て牧畜の獸類を竊取したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處す

○此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

○此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す



○ 祖父、母、父母、夫妻、子、孫、及び其配偶者、又ハ同居の兄弟、姉妹、互ニ其財物を竊取したる者は、竊盜を以て論ずるの限にあらす

○ 若シ他人共に犯して財物を分ちたる者は、竊盜を以て論ず

第二節 強盜の罪

○ 人を脅迫し、又は暴行を加へて財物を強取したる者は、強盜の罪を爲し、輕懲役に處そ

○ 強盜左に記載したる情狀ある者の、壹個毎に一等を加ふ。二人以上共ニ犯したる時、二兇器を携帯して犯したる時

○ 強盜人を傷もたる者は、無期徒刑に處し、死に致したる者の死刑に處す

○ 強盜婦女を強姦したる者は、無期徒刑に處す

第三節 遺失物埋藏物に關する罪

○ 遺失及び漂流の物品を拾得て、隱匿し、所有主に還付せず、又ハ官署ニ申告せざる者は、十一日以上、三月以下の重禁錮ニ處し、又は二圓以上、二十圓以下の罰金ニ處す

○ 他人の所有地内ニ於て埋藏の物品を掘得て、隱匿したる者は、亦前條に同じ

第四節 家資分散に關する罪

○ 家資分散の際、其財産を藏匿、脱漏し、又は虚偽の負債を増加したる者ハ、二月以上、四年以下の重禁錮に處す情を知て、虚偽の契約承諾し、若くハ其媒介を爲したる者ハ、一等を減す

○ 家資分散の際、牒簿の類を藏匿、毀棄し、若くハ分散決定の後、債主を害したる者は、一月以上、二年以下の重禁錮に處す

第五節 詐欺取財の罪及び受寄財物に關する罪



○人を欺罔し又ハ恐嚇して財物若クハ證書類を編取したる者は詐欺取財の罪と爲し二月以上四年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す因て官私の文書を偽造し又ハ増減變換したる者は偽造の各本條に照し重きに從て處斷す

○幼者の知慮譜簿又は人の精神錯乱したるに乗じて其財物若クハ證書類を授與せしめたる者は詐欺取財を以て論ず

○物件を販賣し又は交換するに當り其物質を變じ若クハ分量を偽て人に交付したる者は詐欺取財を以て論ず

○他人の動産不動産を冒認して販賣交換し又は抵當典物と爲したる者は詐欺取財を以て論ず自己の不動産と雖も已ニ抵當典物と爲したるを欺隠して他人に賣與し又ハ重ねて抵當典物と爲したる者亦同じ

○前數條に記載したる罪を犯したる者は六月以上二年以下の監視に付す

第六節 贓物に關する罪

○強窃盜の贓物なる事を知て之を受又は寄藏故買し若クハ牙保を爲したる者ハ一月以上三年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

○前條の罪を犯したる者ハ六月以上二年以下の監視に付す  
○詐欺取財其他の犯罪に關したる物件なることを知て之を受又は寄藏故買し若クハ牙保を爲したる者ハ十一日以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上廿圓以下の罰金を附加す

第七節 放火失火の罪

○火を放て人の住居したる家居を燒燬したる者は死刑に處す



○火を放て人の住居せざる家屋其他の建造物を焼燬したる者は無期徒刑に處す

○火を放て應屋及ひ柴草肥料等を貯ふる屋舎を焼燬したる者は重懲役又處す

○火を放て人を乗載したる船舶瀛車を燒燬したる者ハ死刑に處す其人を乗載せざる船舶瀛車に係る時は重懲役に處す

○火を放て山林の竹木田野の穀麥又は露積したる柴草竹木其他の物件を燒燬したる者は輕懲役に處す

○火を放て自己の家屋を燒燬したる者は二月以上二年以下の重懲に處す

○放火の罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視又付す

○火を失して人の家屋財産を燒燬したる者ハ二圓以上廿四圓以下の罰金又處す

### 違警罪

○左の諸件を犯したる者は三日以上十日以下の拘留に處し又は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す。一規則を遵守せずして火藥其他破裂す可き物品を市街に運搬したる者。二規則を遵守せずして火藥其他破裂すべき物品又は自ら火を發すべき物品を貯藏したる者。三官許を得ずして烟火を製造し又ハ販賣したる者。四人家調密の場所に於て妄りに烟火其他火器を玩ひたる者。五蒸氣器械其他烟筒火籠を建造修理し及ひ掃除する規則に違背したる者。六官署の督促を受けて崩壊せんとする家屋櫺壁の修理を爲さず



る者官許を得ずして死屍を解剖したる者。八自己の所有地内に死屍あることを知て官署に申告せず又ハ他所に移したる者。九人を毆打して創傷疾病に至らざる者。十密に賣淫を爲し又は其媒合客止を爲したる者。十一人の住居せざる家屋内に潜伏したる者。十二定めたる住居なく平常營業なくして諸方に徘徊する者。十三官許の墓地外に於て私に埋葬したる者。十四違警罪の犯人を曲庇する爲偽證したる者但被告人偽證の爲め刑を免れたる時は第二百九條の例に從ふ

○左の諸件を犯したる者ハ二日以上五日以下の拘留に處し又は五十錢以上一圓五十錢以下の科料に處す。一人家の近傍又は山林田野に於て妄りに火を焚く者。二水火他の變に際し官吏より防禦をべきの求を受傍觀して之を肯せざる者。三不熟の藥物又は腐敗

したる飲食物を販賣したる者。四健康を保護する爲設たる規則又は傳染病豫防規則に違背したる者。五人の通行すべき場所にある危険の井溝其他回所に蓋又は防圍を爲さざる者。六路上に於て犬其他の獸類を囓し又は驚逸せしめたる者。七發狂人の看守を怠り路上に徘徊せしめたる者。八狂犬猛獸等の繫鎖を怠り路上に放ちたる者。九變死人の檢視を受ずして埋葬したる者。十墓碑及び路上の神佛を毀損し又ハ汚瀆したる者。十一神祠佛堂其他公の建造物を汚損したる者。十二公然人を罵詈嘲弄したる者但訴を待て其罪を論ず

○左の諸件を犯したる者ハ一日以上三日以下の拘留に處し又ハ廿錢以上壹圓廿五錢以下の科料に處す。一妄りに車馬を疾驅して行人の妨害を爲したる者。二制止を肯せずして人の群集したる場所又は車馬を牽きたる者。三夜中燈火なくして車馬を疾驅する者。四木



石等を道路に堆積して防圍を設けず又は標識の點燈を怠りたる者。五瓦礫を道路家屋園圃に投擲したる者。六禽獸の死屍を道路に棄擲し又は取除かざる者。七汚穢物を道路家屋園圃に投擲したる者。八警察の規則に違背して工商の業を爲したる者。九醫師穩婆事故なくして急病人の招きに応ぜざる者。十死亡の申告を爲さずして埋葬したる者。十一流言浮説を爲して人を誑惑したる者。十二妄に吉凶禍福を説き又ハ祈禱符咒等を爲し人を惑ハして利を圖る者。十三私有地外へ妄り家屋櫺壁を設け又ハ軒柱を出したる者。十四官許を得ずして路傍又ハ河岸に床店等を開きたる者。十五路上の植木市街の常燈及び厠坑等を毀損したる者。十六道路橋梁其他の場所に榜示したる通行禁止及び指道標の類を毀棄汚損したる者

○左の諸件を犯したる者ハ一日の拘留に處し又ハ十錢以上一圓以下の料料に處す。一官署より價額を定めたる物品を定價以上に販賣したる者。二汽船橋梁其他の場所に於て定價以上の通行錢を取り又は故なく通行を妨げたる者。三渡船橋梁其他通行錢を拂ふべき場所に於て其定價を出さずして通行したる者。四路上に於て賭博ノ類する商業を爲したる者。五官許を得ずして劇場其他觀物場を開き及び其規則に違背したる者。六溝渠下水を毀損し又ハ官署の督促を受て溝渠下水を凌ぐる者。七制止を肯せしめて路傍に食物其他の商品を羅列したる者。八官許を得ずして獸類を官有地ニ放ち又ハ牧畜したる者。九身體に刺文を爲し及び之を業とする者。十他人の藥をたる牛馬其他獸類を解放したる者。十一他人の藥きたる舟筏を解放したる者



○左の諸件を犯したる者ハ五錢以上五十錢以下の科料に處せ。一橋梁又ハ堤防の害と爲るべき場所ハ舟筏を繋きたる者。二牛馬諸車其他物件を道路に横たへ又ハ木石薪炭等を堆積して行人の妨害を爲したる者。三車馬を並へ率て行人の妨害をなしたる者。四水路に於て舟を並べ通舟の妨害をなしたる者。五氷雪塵芥等を路上に投棄したる者。六官署の督促を受けて道路の掃除を爲さざる者。七制止を肯せずして路上ハ遊戯を爲し行人の妨害をなしたる者。八牛馬を繋ぎ又ハ繋ぐことを忽かせにして行人の妨害を爲したる者。九出入を禁止したる場所に妄りに出入したる者。十通行禁止の榜示を犯して通行したる者。十一道路に於て放歌高聲を發して制止を肯せざる者。十二酩酊して路上に喧噪し又ハ醉臥したる者。十三路上の常燈を消したる者。十四人家の楹壁に貼紙および樂書したる

者。十五邸宅の番號標札招牌又ハ貸家賣家の貼紙其他報告の榜標等を毀損したる者。十六他人田野園圃に於て菜菓を採食し又ハ花卉を採折したる者。十七公園の規則を犯したる者。十八道路なき他人の田圃を通行し又ハ牛馬を牽入れたる者

○前數條に記載するの外各地方の便宜よより定むる所の違警罪を犯したる者ハ其罰則ハ從て處斷せ

○第一號御布告

賭博犯の儀ハ刑法第二百六十條第二百六十一條に明文有之候へども當分の内行政警察の處分に屬し東京ハ警視廳其他ハ地方官をして別紙賭博犯處分規則ニ依り取締懲罰の事を行はしむ

右 勅旨を奉じ布告候事

明治十七年一月四日

太政大臣 三條實美  
 内務卿 山縣有朋  
 司法卿 山田顯義



○賭博犯處分規則

第一條 賭博を爲したる者ハ一月以上四年以下の懲罰及び五圓以上二百圓以下の過料に處そ家屋を貸與し及び見張を爲し其他總て幫助を爲したる者亦同じ博徒にして黨類を招結し又ハ賭場を開張し又ハ兇器を携帯し又ハ四隣に横行する者は一年以上十年以下の懲罰及び五十圓以上五百圓以下の過料に處そ其招結に應じたる者ハ賭博を爲さずと雖も前項に依りて處分す

第二條 賭具及び賭場は現存する財物ハ何人の所有を問はず之を没入す

第三條 賭博犯を取押ふるに何人の家宅を問はず何時たりとも之に立入る事を得但し警察官巡查ハ其證票を携帯すべし

第四條 此規則を施行する方法細則ハ警視總監府知事(東京府を

除く)縣令よ於て便宜之を定め内務郷の許可を得て施行する事を得

○第五號

民事訴訟用印紙規則別紙の通り制定し明治十七年四月一日より施行す

但し明治八年十二月第百九十六號布告訴訟用野紙規則ハ右施行の日より廢止す

右勅旨を奉じ布告候事

明治十七年二月二十三日

太政大臣 三條實美  
司法卿 山田顯義

民事訴訟用印紙規則

第一條 凡ろ民事訴訟の書類ハ此規則に従ひ印紙を貼用するものとす



第二條 訴狀に正本一通に付請求の金額若しくは價額に應じ左の區別に隨ひ其受付の時に於て印紙を貼用すべし

金額價額五圓迄 二十錢、同十圓迄 三十錢、同二十圓迄 六十錢、同五十圓迄 一圓五十錢、同七十五圓迄 二圓二十錢、同百圓迄 三圓、同二百五十圓迄 六圓五十錢、同五百圓迄 十圓、同七百五十圓迄 十三圓、同千圓迄 十五圓、同二千五百圓迄 二十圓、同五千圓迄 二十五圓、同五千圓

以上千圓迄毎に二圓を加ふ

控訴に於て右半額上告に於ては全額の印紙を加貼すべし

第三條 人事其他金額に見積る可らざるもの三圓の印紙を貼用すべし其控訴上告に於て加貼するは前條に同じ但し人事に於ては極貧の者にして戸長の證書を所持する者の裁判官に於て印紙

の貼用を免する事あるべし

第四條 左の書類に正本一通に付貳十錢の印紙を貼用すべし

答辨書證據物寫辨駁書辨論書上申書陳述書等、證人鑑定人評價人引合人等の呼出を請求する願書、審判の延期を請求する願書

第五條 左の書類に正本一通に付五十錢の印紙を貼用すべし

官吏の臨檢を請求する願書、財産差押又は物品公賣を請求する願書執行命令書を請求する願書身代限りの處分を請求する願書

第六條 裁判言渡書の謄本を下付する時差出す受取書に其謄本

一枚五錢其他の謄本を下付する時差出す受取書よ其謄本一枚三錢の割合を以て印紙を貼用すべし但し裁判言渡書の謄本ハ一

枚十二行一行十二字語と其他の謄本ハ一枚二十行一行十八字語とす

第七條 勸解に於てハ一件毎に勸解表に署名の時二十錢の印紙を



貼用す可し

第八條 此規則に依り貼用したる印紙の代價ハ曲者より直者ヨリ辨償す可きものとす

第九條 印紙の種類定價及び貼用方ハ布達を以て之を定む

第十條 印紙ハ管轄廳の許可を得たる賣捌所に於て發賣せしむ其  
他於て賣買することを得ず

第十一條 官許賣捌所外に於て印紙を販賣したる者ハ二十圓以上

二百圓以下の罰金ニ處し仍ほ現在の印紙を沒取す其情を知りて  
之を買取したる者ハ十圓以上百圓以下の罰金に處し仍ほ現在の  
印紙を沒取す

第十二條 前條の規則を犯したる者ハ刑法の不論罪及び減輕再  
犯加重數罪俱發の例を用ひず

○第四條

今般第五號布告を以て訴訟用印紙規則制定候に付印紙の種類定價  
及び貼用方左の通り之を定む

- 淡黒色印紙 一枚三錢、黒色印紙 同五錢、赫色印紙同十錢
- 茶褐色印紙 同五十錢、黄色印紙 同一圓、青色印紙 同五圓、
- 橙黄色印紙 同十圓、綠色印紙 同十五圓、嬌栗色印紙 同二
- 十圓

印紙ハ訴狀其他書類の正本に貼用し貼用者の印章を以て消印せべ

右布達候事

明治十七年二月二十三日

太政大臣三條實美  
司法卿山田顯義



明治十七年一月廿八日御届  
明治十七年三月 日出板

(定價金貳拾錢)

東京府士族

編輯兼出版人

大塚祐英

日本橋區通三丁目十七番地

發兌

日本橋通三丁目

秩山堂

神田小川町

支

店

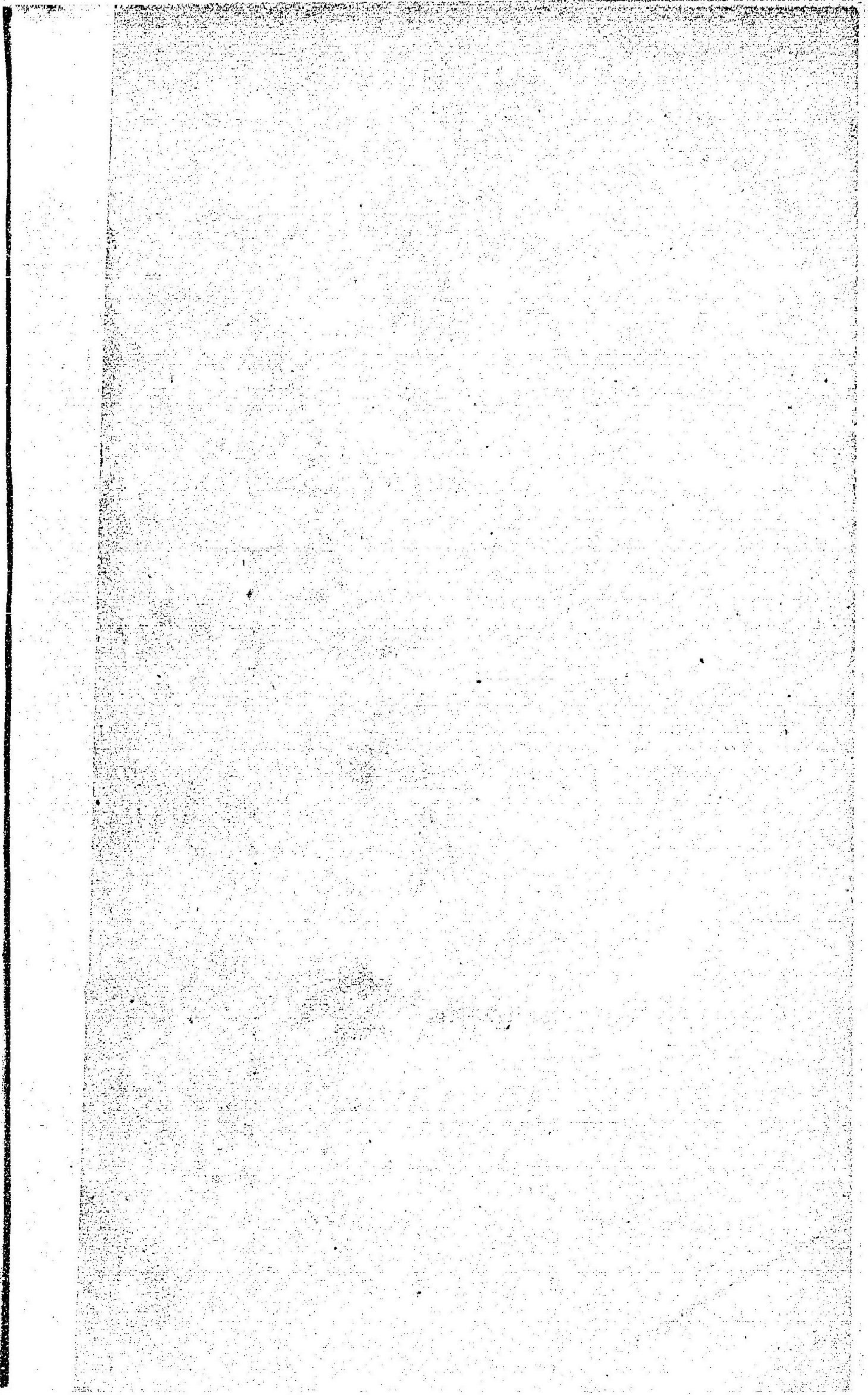
本郷三丁目

支

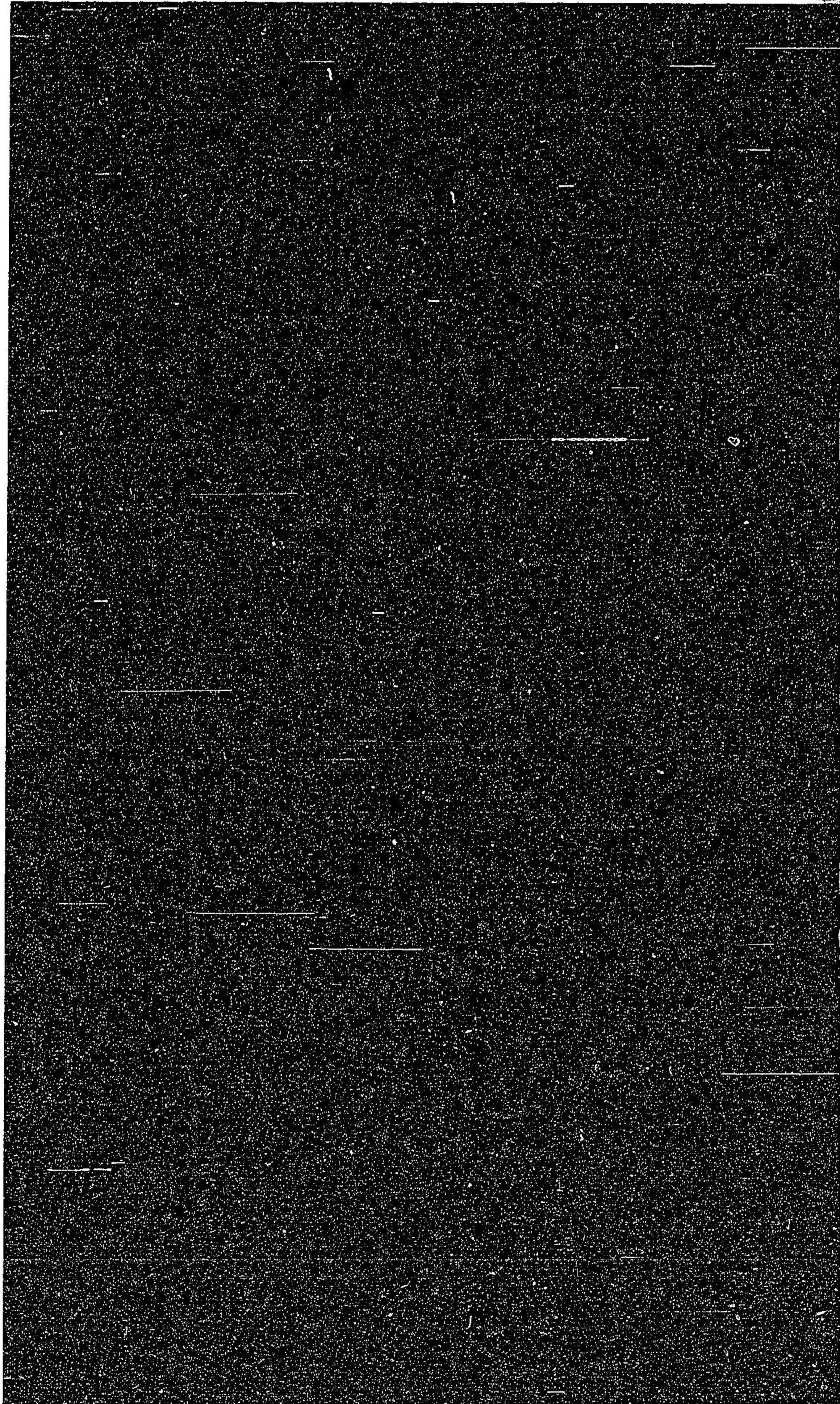
店



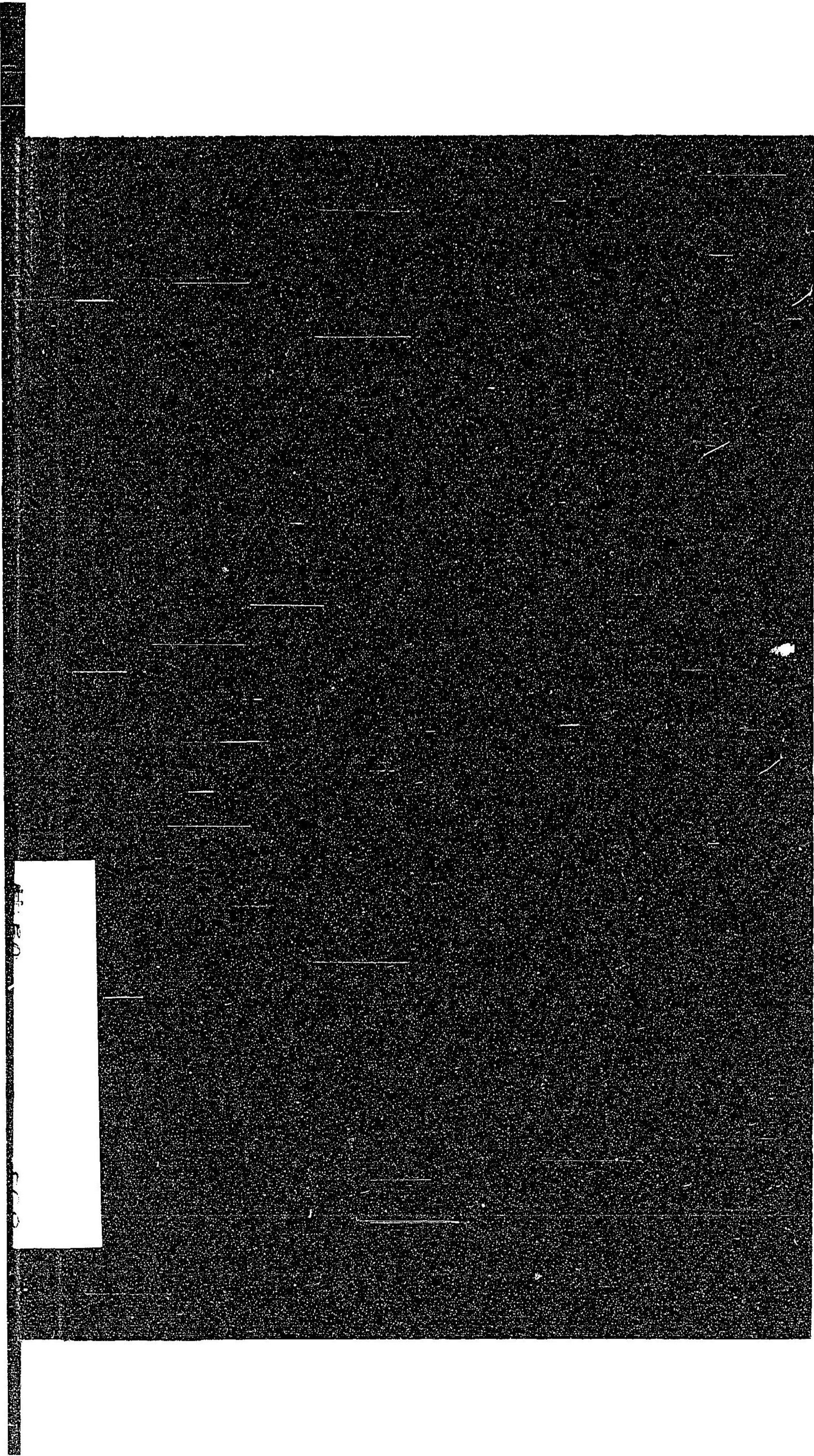
THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY











1120



特 50

568

一名法律独案内

国立国会図書館

036398-000-4

特50-568

裁判官智恵袋 一名, 法律独案内

秩山堂

M17

BBR-0049





